

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 23 日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿
石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

令和 6 年能登半島地震における避難所の暑さ対策について

今般の震災では、未だに多数の被災者の方が避難所で生活されています。

避難所の暑さ対策については、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 4 年 4 月改定）」等により周知しているところですが、特に、本格的な夏場を迎える中、避難所で厳しい生活を送られている被災者の方々に対し、避難所の暑さ対策が課題となります（別添 1～2 参照）。

このため、今般、避難所の暑さ対策について、以下のとおり留意事項等を取りまとめましたので、必要な対策を講じられるよう特段の配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 避難所におけるエアコン設置について

エアコンを設置していない避難所については、設置するようお願いいたします。エアコンの設置に当たっては、1 避難所 1 台という制限はなく、避難所の広さや避難者数に応じた必要台数を設置し、複数の部屋がある場合にも所要の台数を設置していただくようお願いいたします。

なお、基本的にはレンタルにて設置いただくことが望ましいと考えておりますが、レンタルでの設置が難しい場合には、内閣府まで相談願います。

2 エアコン設置が困難な場合の対応

避難所の所有者・管理者の都合や建物の構造等により避難所にエアコンを設置することが困難な場合には、近傍にエアコンを設置した仮設休憩所を設置するなど、積極的な暑さ対策を行っていただくようお願いします。

また、暑さ対策として、扇風機、網戸、氷柱の設置等のもとより、これらを組み合わせる利用や避難所建物周辺に打ち水を行う等の工夫をしていただきますようお願いいたします。

3 上記1、2にお示しさせていただいた対策に係る経費については、災害救助法による国庫負担の対象となります。また、上記以外の避難所の暑さ対策等を、現場の実情に応じ、創意工夫によって適切に実施していただきますようお願いいたします。所要経費については、必要に応じて内閣府まで前広にご相談ください。

4 なお、避難者の入浴の機会について、1月11日付の「避難所利用者の入浴等の支援について（留意事項）」の事務連絡で対策を講じるようお願いしているところですが、夏場を迎える中で、仮設の簡易シャワーの設置等についてご検討ください（別添3参照）。

5 また、エアコンを含めた指定避難所の防災機能設備等については、今回の災害を機に、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の種別や必要個数など内容を改めて検討し、関係省庁の各種補助制度や緊急防災・減災事業債等の地方財政措置等を活用し、充実強化を推進することをご検討ください。

6 避難所の暑さ対策に万全を期していただき、避難者に熱中症患者等を発生させることのないよう重ねてお願いします。

（参考）

- ・災害時の熱中症予防 リーフレット

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pdf/nettyuu-saigaiji.pdf

- ・高齢者のための熱中症予防 リーフレット

[heatillness_leaflet_senior_2021.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/heatillness_leaflet_senior_2021.pdf)

<本件問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
伊藤、坂本、前原、藤川
TEL 03-3501-5190（直通）

(別添1)「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」

(令和4年4月改定)(内閣府)抜粋

第2 発災後における対応

2 指定避難所の設置と機能整備

(2) 指定一般避難所の機能

⑦ 災対法86条の6に基づき、被災者の避難所における生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、必要に応じ、次の設備や備品を整備するとともに、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室、休養スペースの設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること。また、女性用品の配布場所を設けること。

ア 畳、マット、カーペット、簡易ベッド、段ボールベッド

イ 間仕切り用パーティション

ウ 冷暖房機器

エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場

オ 仮設風呂・シャワー

カ テレビ・ラジオ

キ 簡易台所、調理用品

ク その他必要な設備・備品

(別添2)「避難所運営ガイドライン」(令和4年4月改定)(内閣府)抜粋

1.1. 避難者の健康管理

ポイント

避難者の二次被害を予防するための健康管理

解説

災害時には、持病の悪化防止、新たな病気の発症防止、健康維持のために、市町村内外の「医療・保健・福祉専門職の巡回・派遣」による避難者の健康チェック・管理等を定期的実施しましょう。これらの結果等に気を配りながら、巡回医師等の指導を仰ぎ、専門施設等へ適切に橋渡しできる体制を確保しましょう。

質の向上の実現のために

避難者の健康管理については「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン(厚生労働省)」によれば、以下の項目があげられており、配慮すべき事項は多岐にわたります。これらの配慮を欠くと、避難者の健康が悪化し、その影響が甚大な場合は死に至る可能性も否定できません。また、これらの配慮を避難所担当職員だけで実施することは、現実的ではありません。医療・保健・福祉の専門職能者に多角的に避難所の状況をチェックしてもらい、必要な対応については、ボランティア・NPO団体と協力し、実現しましょう。

特に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、内閣府(防災担当)等が発出している通知等を踏まえ、適切な対応を行うことが重要です。

- ① 生活・身の回り「居住環境、空調・換気の重要性」「水分・飲料水」「栄養管理」「食中毒予防」「入浴ができない場合」「避難所周りの環境」
- ② 病気の予防「感染症」「粉じん吸入」「慢性疾患の悪化」「エコノミークラス症候群」「生活不活発病」「熱中症」「低体温症」「口腔衛生管理」「一酸化炭素中毒」「アレルギー疾患の悪化」「健康診査等」「救急受診体制」
- ③ 心の健康保持
- ④ ライフステージ等に応じた留意事項「妊婦、産後間もないお母さんと乳幼児」「子供」「高齢者」「慢性疾患」



チェックリスト

1 1. 避難者の健康管理

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示 したか	確認 したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 3 その他病気対策を実施する									
3-1	<u>食中毒対策</u> を実施する			○	保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等	
3-6	<u>熱中症対策</u> を実施する	○		○	保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア、医療・福祉事業者等	
3-7	のどが渇いていなくても、 <u>こまめに水分</u> を取るよう周知する			○	保健担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
対策項目 4 暑さ・寒さ対策を検討する									
4-2	<u>採光量の調節</u> （暑いときは日光の直射を避ける）を実施する			○	避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-3	<u>冷暖房器具・設備</u> を確保する	○		◎	商工担当、防災担当、教育委員会（施設の事務局）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	避難所となる施設管理事務局	
4-4	<u>空調の早期復旧</u> を検討する			○	営繕・建築担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4-5	<u>食料の温度管理</u> に配慮を実施する			○	保健担当、避難所運営委員会、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

14. 入浴

ポイント

入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

解説

特に水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防の為に、シャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

質の向上の実現のために

仮設風呂等については、手すりが無いものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さない物もあるため、入浴支援者の確保が必要になります。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討しましょう。



チェックリスト

14. 入浴

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 入浴対策を検討する									
1-1	旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結を実施する	◎				商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する		◎	○		地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する			○		商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-4	<u>シャワーを浴びることができる環境を確保する</u>				○	商工担当、避難所運営委員会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-5	<u>風呂に入ることができる環境を確保する</u>				○	商工担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
1-6	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する				○	避難所支援班、保健担当等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(別添3)

事務連絡
令和6年1月11日

石川県 災害救助担当主管部(局)長 殿
石川県 防災(避難所・福祉避難所)担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(避難生活担当)

避難所利用者の入浴等の支援について(留意事項)

令和6年能登半島地震による災害により、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住民を含む避難所利用者が、民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴県と内閣府との協議により、災害救助費の避難所の設置のため支出できる費用の支弁対象になります。

今回の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内の災害救助法適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省から関係団体(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会)あてに被災自治体から協力依頼があった場合について、別添のとおり依頼文が発出されていることを申し添えます。

【本件問合せ先】

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(避難生活担当) 付
吉田・内田・真鍋・坂本
TEL : 03-3501-5191 (直通)

別添

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和 6 年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応に
ついて（依頼）

このたびの令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の旅館・ホテルに対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せてお願いいたします。

別添

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 2 日

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長

令和 6 年能登半島地震による被害者等の要援護者への緊急対応に
ついて（依頼）

このたびの令和 6 年能登半島地震による災害に伴い、被災自治体から貴連合会傘下の公衆浴場に対して協力依頼があった場合には、緊急時の対応としてこれに積極的に御協力いただけるよう、組合に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

なお、当該依頼を受ける際には、依頼元と十分調整するよう併せて願います。